

自然公園法施行規則に追加する風力発電施設に係る工作物の 新築、改築及び増築に関する審査基準（案）の内容

1 概要

近年、全国各地において風力発電の導入が急速に進みつつあることを背景として、国立・国定公園内においても、地方自治体や民間事業者等から、大規模な風力発電施設の設置に関する提案等が出されています。

風力発電は、新エネルギーとして積極的に導入を推進していくべきものであり、また地球温暖化対策の一環としての意義を有する一方で、国立・国定公園における大規模な風力発電施設は、風景を著しく改変し、野生生物へも影響を与えることが懸念されています。このため、施設の設置許可の判断については、自然公園法に基づき個別案件ごとに慎重に審査していく必要があります。しかし、現在、風力発電施設専用の審査基準がなく、現行の基準は抽象的でわかりにくいとの声もあることから、環境省では、平成15年度末を目途に、風力発電施設の設置に関する自然公園法上の審査の基準や考え方について明らかにすることとしました。

このため、昨年8月に関係分野の専門家から構成される検討会を設置し、風力発電施設が自然景観や野生生物等に及ぼす影響等を踏まえ、国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方について検討を進めた結果、本年2月に「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（参考資料）を取りまとめたところです。

環境省では、この「基本的考え方」を踏まえ、自然公園法施行規則に規定する工作物の新築・改築及び増築に関する審査基準に、風力発電施設に係る審査基準を追加することとし、今回、当該審査基準の案を作成し、これを公表して広く国民の皆様から御意見を募集することとしました。

2 今回追加する審査基準（案）の内容

現在、国立公園特別地域（特別保護地区及び海中公園地区を含む）内における風力発電施設の設置については、自然公園法施行規則第11条第12項に規定された審査基準により許可等の可否について判断を行っています。今回、審査基準の明確化を図るため、新たに風力発電施設の新築、改築及び増築に関する基準を以下の通り作成し、自然公園法施行規則に追加するものです。

(1) 以下の規定によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築については、この限りでない。

イ 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。

i) 特別保護地区、第1種特別地域又は海中公園地区

ii) 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定による

史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第70条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの

- iii) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- iv) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- v) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- vi) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

ロ 当該風力発電施設が主要な展望地(注)から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

(注) 利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設のほか公園事業たる道路(駐車場も含む。)のうち利用者の展望の用にも供せられている区間も含まれる。

ハ 当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

- (2) 耐用年数経過後の風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- (3) 当該風力発電施設の外部の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- (4) 大規模な切土又は盛土を伴わない等、当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- (5) 支障木の伐採が僅少であること。
- (6) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 その他参考事項

なお、審査基準の考え方及び運用方針については、別添参考資料(「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方)」の通りであり、その趣旨について、本改正施行規則の施行と同時に関係機関あての通知を発出する予定です。

4 施行期日

この審査基準(省令)の施行の日は、平成16年4月1日を予定しています。